

岩手県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和3年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		4.5E-3	1.4E-1	1.6E+1	15.9
64	エトフェンプロックス	9.1E+0	3.5E+0	8.8E+0	1.4E+1	35.3
117	テブコナゾール				2.0E+0	2.0
139	トラロメトリン			1.4E+0	1.3E+0	2.7
140	フェンプロパトリン			1.1E+0		1.1
153	テトラメトリン	8.3E+1	4.3E+0	8.6E+1	6.5E-2	172.5
181	ジクロロベンゼン	1.8E+2	9.7E+1			276.3
225	トリクロルホン		3.4E+0			3.4
251	フェニトロチオン		6.7E+1	1.3E+0		68.5
252	フェンチオン	2.0E+0	2.7E+1	2.0E+0		31.0
256	デカン酸				1.6E+0	1.6
350	ペルメトリン	1.8E+1	2.0E+1	1.2E+1	3.6E+1	86.1
405	ほう素化合物		5.4E-2	2.1E+1	1.3E+0	22.0
427	カルバリル			6.8E+1		68.2
428	フェノプカルブ			7.0E+0	9.3E+1	100.4
457	ジクロルボス	3.5E+1	3.0E+2			338.0
合 計		3.3E+2	5.2E+2	2.1E+2	1.7E+2	1225.0

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等